

電気通信消費者支援連絡会 開催要綱 (案)

1 目的

I C T の急速な技術革新や規制改革による競争の進展等により多様な電気通信サービスが国民各層に広く普及・浸透する一方で、サービスの内容が高度化・複雑化している。このような状況の中で、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることにより、消費者の利益を確保するとともに、電気通信事業に対する信頼を確保することが求められている。このため、電気通信サービスにおける消費者支援の在り方について、継続的な意見交換を行うこととする。

2 名称

本連絡会の名称は、「電気通信消費者支援連絡会」と称する。

3 主な議題

- (1) 電気通信事業分野における主な消費者問題の状況
- (2) 制度整備等の行政による対応策
- (3) 電気通信事業者による対応策
- (4) 関係機関・団体の連携の在り方

削除: 課題

削除: 現状

削除: の現状

削除: の現状

削除: 今後の対応策の在り方

4 構成及び運営

- (1) 本連絡会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 連絡会にはワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催することができるものとし、WGの開催は連絡会の決定によるものとする。
- (3) 連絡会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は連絡会構成員の互選により定めることとし、座長代理は座長が指名する。
- (5) WGを開催する場合は、主査及び主査代理を置く。
- (6) WGの主査は座長の指名により定めることとし、主査代理は主査が指名する。
- (7) 連絡会は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、連絡会の運営方法は、座長が定めるところによる。

5 連絡会の開催期間

連絡会は8年の間、開催することとし、第1回連絡会の開催後8年以内に連絡会の在り方について見直しを行うこととする。

削除: 設置

削除: 5年

削除: 設置

削除: 5年を経過した時点において、

6 会議の公開

連絡会は原則公開で行う。また、その議事録も、原則公開する。

ただし、連絡会の開催に際し、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害する恐れがある場合等座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。

7 庶務

連絡会の庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課がこれを行うものとする。